

令和8年第9回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年9月25日)

奥州市農業委員会

令和 8 年第 9 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 8 年 9 月 25 日 (金)

午前 9 時 30 分

奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

議案第 6 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第 7 号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

出席委員（22名）、欠席委員（2名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳 (欠席)	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文 (欠席)	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	千田 淳
事務局長補佐	佐々木 治彦
総務係	係長 佐藤 康平
	主事 阿部 美優
農地係	係長 佐藤 茂樹
	主任 照井 早織
	主事 佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和8年第9回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、7番、福田貴徳委員、17番、菊地隆文委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、佐藤茂推進委員、高橋修推進委員、高橋吉男推進委員、櫻田治推進委員に出席を求めています。

議長 委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、9番、佐々木生子委員、12番、小原松光委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。議案書1ページをご覧ください。期間は令和8年8月17日から9月16日までです。

8月17日月曜日、農業会議常設審議会が開催され、伊藤会長が出席しております。

8月18日火曜日、令和8年度奥州市職員勤続功労者表彰式が開催され、伊藤会長が出席しております。こちらは30年の勤続表彰となります。

8月21日金曜日、農業委員と認定農業者との意見交換会が開催され、委員さん方16名の参加をいただきまして、ディスカッションしていただきました。

8月25日火曜日、総会前に、農業委員会広報編集委員会が開催されました。

その後、第8回農業委員会総会を、総会終了後には農政専門委員会、農業振興専門委員会をそれぞれ開催してございます。

8月28日から9月28日の期間で令和8年第3回市議会定例会が開催されております。伊藤会長が出席しております。

9月1日火曜日、副市長就任式が開催され、伊藤会長が出席しております。

9月5日土曜日、秋季後藤寿庵祭式典・新穀感謝祭が開催され、伊藤会長が出席しております。

9月7日、第6回奥州市農業委員会運営委員会を開催し、本日の総会付議議案について協議しております。

9月15日火曜日、第126回農業会議常設審議会が開催され、伊藤会長が出席しております。

以上、ご報告申し上げます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。8月21日の農業委員と認定農業者との意見交換会ですが、「営農及び農地集積を進めるにあたり障害になっている点について」について、簡単でいいので、どのような内容であったか教えてもらえるでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

補佐 お答えいたします。中山間農地の基盤整備の必要性や、草刈りに係る問題など、課題を共有したというところです。それをもって、国や県などに要望を出していくといったプロセスについて確認することが今回の意見交換会のねらいでありました。

認定農業者が思っていることと行政側の考えのギャップが若干あることを感じました。

例えば、不在地主の農地管理について、カメムシの発生など、様々な課題があるわけですが、実際、行政には強制力がないため、苦慮しているところです。ただし、地域で解決しているところもあります。地域の結びつきも大切であることも感じたところです。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子委員。

22番委員 ありがとうございます。少しでも障害となっているところが少なくなってい

けばいいと思います。

議 長 ほかにありませんか。5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉です。8月17日の常設審議委員会と9月1日の常設審議委員会、それぞれ農地法第4条の規定に基づく意見聴取とあります。これは、大型転用などのものと考えてよろしいでしょうか。

（「議長」の声あり）

議 長 佐々木事務局長補佐。

補 佐 常設審議委員会に諮るものは、例えば、第1種農地の転用や、第1種以外でも3,000平方メートルを超える転用などを審議する場となっております。

今回は、令和8年8月17日から9月16日までの間で2回あったということでございます。

5番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得28件となります。

委員会へのあっせん希望は番号4、番号6、番号14、番号16、番号26の5件です。

番号4について佐倉河地区担当の委員に、番号6について真城地区担当の委員に、番号14について玉里地区担当の委員に、番号16について稲瀬地区担当の委員に、番号26について前沢地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号9、番号11、番号12、番号14、番号17、番号19の6件です。

以上、ご報告します。

議 長 報告第1号について報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書8ページをご覧ください。

今月の報告件数は、4件です。

解約の理由は、売り渡すための解約2件、借受地取得のための解約1件、規模縮小のための解約1件となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書9ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転7件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が6件の計15件です。

番号1は、労力不足のため、金額60万円で売買するものです。

番号2は、親から子へ生前贈与するものです。

番号3は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は、年額3万606円です。

番号4は、新規就農のため、金額50万円で売買するものです。草刈り機、耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号5は、新規就農のため、金額2万円で売買するものです。草刈り機、耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号7は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額4万6392円です。

番号8は、規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。

番号10は、新規就農のため、贈与を受けるものです。草刈り機を所有しているほか、田植え機、トラクター、コンバインを導入予定であり、水稻、アスパラガス、ピーマンを作付け予定です。

番号14は、親戚へ贈与するものです。

以上、番号1から番号14について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

（「議長」の声あり）

議長 千田事務局長。

事務局長 番号15は、令和6年第7回総会にて審査保留とし、改めて、令和6年12月25日開催の令和6年第12回総会において審議し、却下処分とした案件になりますので、再審査をするにあたって私から、経過についてご説明させていただきます。

本件については、申請人が、当委員会が3条申請を却下とした処分が不服であるとして、令和7年4月3日付けで行政不服審査法に基づく審査請求を岩手県知事あてに提出したところ、令和8年7月15日に「本件処分を取り消す。」旨の裁決が岩手県知事よりありました。この期間、1年3カ月掛かっておりますが、これは県が審査に時間を要したためであり、審査請求が出されますと、当委員会では、審査を受けるまで、何もできるものがないことをご理解いただきたいと思います。

県知事から、奥州市農業委員会が行った処分について、取り消す旨の裁決があったわけですが、その中身についてです。

処分庁である奥州市農業委員会が行った申請に対する審査と追加資料の提出を申請人に求めたのですが、その求めへの応答がなかったことを踏まえて、却下という判断をしたことについては、農地法への適合性を審査する上で必要なものであったと県の方では認められたのですが、処分庁である奥州市農業委員会が行っ

た処分について、行政手続法第8条第1項が求める理由の提示の程度を充足しているものとは認められない、いわば不足しているということで、本件処分は違法なものであるとして、取り消されるべきである、とされておりました。

そのことから、当委員会において却下処分とした判断については、咎められるものではなかったのですが、却下とした理由については、事前に配布しておりま
す、奥農委指令第3-7号の2、理由のところを読み上げ説明いたします。

「許可申請書及び営農計画書から取得する農地すべてを効率的に利用することが確認できないことから、農地法第3条第2項第1項に該当し、却下したもの」と理由を付記して却下通知を送ったところでございます。

こちらの内容なのですが、許可申請書と営農計画書等を出していただいているのですが、どの部分が問題であったのかなど、基礎となる事実関係や適用された基準等、具体的な理由についての記載がないため、どういう理由でもって、却下処分となったのかが窺い知ることができず、却下の理由が行政手続法第8条第1項に定める要件を欠き、違法であると判断が下され、当委員会が行った処分が取り消しとなったものです。

ただ、取消しイコール申請を許可、というものではありません。行政不服審査法第52条第2項の規定により、「申請に対する処分が取り消された場合は改めて申請に対する処分をしなければならない」と規定されておりますことから、本日再審議していただく形となります。

詳細につきましては、担当から申し上げます。併せて、現地調査も行っていることから、現地の写真を回覧いたします。

（「議長」の声あり）

議長 佐藤農地係長。

農地係長 当案件の再審議に当たり、申請人に対し、令和8年8月12日付け奥農委第192号の文書をもちまして、改めて補正を求めておりました。

内容につきましては、既存の賃借権に係る合意解約の時期、手続きの時期について、法人と農作業等に従事する者の関係性について、雇用者の確保予定とその作業内容について、また、一部農作業委託予定の場合にあっては委託予定者の氏名とその作業内容について、営農拠点としている土地家屋の契約状況と農業機械の管理について、奥州市江刺梁川の農地の環境条件が法人の経営方針と合致しているかについての5項目について、8月31日までに書面にて、説明又は補正するよう求めております。あわせて、期限までに補正等が行われない場合は、令和6年7月4日付け農地法第3条の規定による許可申請書の内容、当時提出があった申請書の内容ということになりますが、これによって農業委員会総会に付

議することを申し添えておりました。

その後、申請人から令和8年8月26日付けで意見書の提出があり、内容を精査しましたが、農地法第3条の許可要件を満たす事実を証明する客観的な記載や求めた補正に応じる内容は含まれておりませんでした。

よって、期限までに対応がないことから、令和6年7月4日付けの申請内容での審査となります。

その申請内容ですけれども、当時の内容のとおりとなります。規模拡大のため、贈与を受けるものです。

譲受人は県外の農地所有適格法人で、主たる事業所は滋賀県であり、添付された耕作証明書で、滋賀県のほか、埼玉県においても耕作を行っています。

取得予定の農地から1km程度の場所に営農拠点を確保して、農機具の保管等に利用し、法人から1名が北上市内に長期滞在して従事するほか、現地の農家2名に農作業の一部委託し、耕作する予定です。

なお、農機具は耕運機、コンバインをリースする予定で、作業を一部委託する現地の農家2名が所有する農機具で耕作を行っていく予定です。

当該申請農地の現地状況ですが、令和6年6月28日に事務局で調査を行っております。

申請のあった5筆のうち、水稻作付けされていた田が3筆で、そのうち2筆は10a未満の田で、残る2筆については、面積の大きい田でしたが、耕作が行われておらず、そのうちの大きい1筆については、地形の高低差の関係で2段の田になっていました。

令和8年8月9日に改めて事務局と10番委員で現地調査を行いましたがいずれの田も耕作は行われておりませんでした。

再審議案件に係る説明は以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 番号15について、再確認をさせていただきたいと思います。本日までの動きについては、大変申し訳ありませんが、理解できない、納得できない状況にあります。上位機関からの再付議指導に従ってとのことですが、2年前と同じ確認をさせていただきます。

2年前と今回とで内容的な変更があったかを、説明は受けましたが、再確認をしたいと思います。

(「議長」の声あり)

農地係長 ただいまの質問にお答えいたします。その当時と内容は変わっておりません。

（「議長」の声あり）

議 長 5 番、千葉委員。

5 番委員 5 番、千葉です。今の答弁からすると、申請人の対応につきましては、甚だ遺憾に思います。2 年前と全く変更がないということで、ただ我々を惑わしているだけということを理解しました。ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

（「議長」の声あり）18 番、三浦委員。

18 番委員 18 番、三浦です。5 項目に全て回答がなかったことを理解しました。ここで水田をするということですが、水田をするには毎日の水の管理が必要だと思います。体制はどのようなになっているか教えてください。

（「議長」の声あり）

議 長 佐藤農地係長。

農地係長 営農計画書では、これまでその農地で耕作していた地元の農家 2 人に依頼すると記載がありました。また、法人から 1 名、北上市内に長期滞在し、現地に赴き、従事・指揮を執る旨が記載されています。以上です。

（「議長」の声あり）

議 長 18 番、三浦委員。

18 番委員 先ほど説明があった作業をする 2 名の方について、確認はされているのでしょうか。

（「議長」の声あり）

農地係長 営農計画書では、その地元の農家 2 名に耕作を行わせるとの記述がありましたので、その方々に聞き取りを行ったところ、1 名はその営農計画については承知していないこと、もう 1 名は、当該農地を耕作する意思がなく、法人からの打診を断っているとのことでした。

（「議長」の声あり）

議 長 18 番、三浦委員。

18 番委員 2 名の労働者の話が破綻しているのですね。水田をやるには労働力が必要と思いますが、他の労働力はあてにできるのでしょうか。

（「議長」の声あり）

議 長 佐藤農地係長。

農地係長 その辺のことを事務局としても説明が欲しかったのですが、期日までに回答がなかったということです。

（「議長」の声あり）

議 長 18 番、三浦委員。

18 番委員 労働力に関しては決まっていないことですね。わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

(「議長」の声あり) 6 番、鈴木委員。

6 番委員 6 番、鈴木です。賃借権がまだあるとのことでしたが、それは解約しなくてもいいのでしょうか。解約してからでないと、いつからこの法人が耕作できるのかが分からないし、不透明だと思います。その辺どうでしょうか。

また、滋賀県の法人がわざわざ遠くの岩手に来て農業をしなければならないのでしょうか。面積も 6 反程度で、小区画ですよ。その辺分かれれば教えてください。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

農地係長 その部分についても、追加の説明が欲しかったのですが、期限までに回答はありませんでしたので、分かっておりません。

(「議長」の声あり)

議 長 6 番、鈴木委員。

6 番委員 賃借権については、この状態では許可が出せないのではないかと思いますし、遠くから来て農業をやる必要性が見えてこないことが分かりました。以上です。

(「議長」の声あり)

議 長 4 番、松戸委員。

4 番委員 4 番、松戸です。滋賀から来るとなると、どこか支店のようなものを作らないとならないはずですが、その辺はどうなのでしょう。

(「議長」の声あり)

農地係長 営農計画書に営農拠点として申請農地の近隣の場所が記載されているのですが、そちらの土地と家屋の所有について、事務局で確認したところ、譲受人の所有ではないようです。なお、使用に関して裏付けとなる貸借等の契約書類等の提示はありません。

(「議長」の声あり)

議 長 4 番、松戸委員。

4 番委員 その家屋までのアクセスはどのような感じなのでしょう。

(「議長」の声あり)

議 長 10 番、阿部委員。

10 番委員 10 番、阿部でございます。私の地元ですので、私から説明申し上げます。

国道 107 号の信号機のある交差点から、市道を北西に約 1 km 程度行った小高い森のところにあります。そこまで行くには、途中から農道を通ったりして、残り 150m ほどは急な坂道、そしてそこを登っていくのも困難な状況です。

（「議長」の声あり）

議 長 4 番、松戸委員。

4 番委員 農業機械を持っていけるのでしょうか。どうなのでしょう。

（「議長」の声あり）

議 長 10 番、阿部委員。

10 番委員 昔は耕運機を使って作業をしていた記憶がありますが、現在は農機具も入れない状況です。そして、急な坂道もありますし、倒木も見受けられます。厳しいのかなと感じております。

議 長 ほかにございませんか。

（「議長」の声あり）16 番、紺野委員。

16 番委員 前回と同じ内容でありますから、結論は見えているので、改めて審議するまでもないのではと思いますが、その辺についてどうでしょうか。私はここで一旦意見をまとめた方がいいと思います。

（「議長」の声あり）

議 長 佐藤農地係長。

農地係長 今回の審議は、法律で再審査が求められていますので、どうしても必要なものであります。また、令和 6 年 7 月 4 日の申請からの不明確な点について内容を明瞭とすべきとして、補正を求めてきましたが、応じられなかった結果として、当時の内容で審査することになっています。

（「議長」の声あり）

議 長 16 番、紺野委員。

16 番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ございませんか。

（「議長」の声あり）18 番、三浦委員。

18 番委員 質疑で、番号 15 は問題点が指摘されているので、番号 15 を除いて、採決し、その後番号 15 だけ個別に採決した方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 ただいま、18 番委員から番号 1 から番号 14 までと、番号 15 を分けて、意見、討論と採決を行うべきとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 それでは、番号 15 を除き意見、討論に入ります。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 15 を除き、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、番号 15 を除き、原案のとおり許可と決定されました。

議 長 次に、番号 15 に係る農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを審議いたします。質疑までは終了しておりますので、意見、討論から入ります。意見、討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

議 長 6 番、鈴木委員。

6 番委員 6 番、鈴木です。今までいろいろと議論されてきました。この件については、許可できないと思います。理由は、労働力の確保が見通せないこと、遠くから来て小さな田んぼ 6 反を耕作する合理性などが見えてこないこと、農機具等の搬出入が困難であること、前の契約がまだ残っており、申請人が耕作をいつからできるのかが確定していないこと、などがあります。よって、この件については、不明確な点が多くあるため、不許可とすべきと思います。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり) 5 番、千葉委員。

5 番委員 5 番、千葉です。申請が前回と全く変わらないこと、さらに質疑において、虚偽めいていることから、許可とする理由が見つかりません。私も不許可が妥当と考えます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり) 18 番、三浦委員。

18 番委員 18 番、三浦です。今までの話を聞いていて思うのですが、この法人が営農していくための基盤や体制が確立されていないというのが一つ、そして、3 条の許可要件に関しても、労働力がなくて、安定的に運営することができないと思われます。そして、いつから営農ができるのかが不明なことから、総合的に全部耕作要件に全く当てはまっていないと思われます。よって、不許可でいいのではないかと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認めます。

ただいま、前回と同じ内容である以上、不許可という意見のほかに、労働力の確保、遠方からきて小さな田んぼ6反を耕作する合理性、拠点の農機具等の搬出入が困難であること、自らの耕作の開始時期等、不明確な点が多くあるため、不許可にすべきとの意見がありました。

同じく、総合的に全部耕作要件に合致しないため、不許可相当との意見がありました。

いずれの3件も不許可相当の意見ですが、農業委員会の意見として決定してよろしいか採決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。これより採決いたします。

3件の意見については、農業委員会の意見と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、3件の意見は、農業委員会の意見と決定されました。

議 長 意見、討論を終結し、これより採決いたします。

採決の方法は、起立により採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

本案の番号15については、許可とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立：0人)

議 長 起立なしであります。よって、議案第1号の番号15については、不許可と決定されました。

議 長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は12ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が21件、使用貸借による

権利の設定 87 件と、農地売買等事業に係る案件 5 件の合計 113 件となります。

番号 1 から番号 108 までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。そのうち、番号 31 から番号 96 までの借受人については、農地所有適格法人以外の法人となります。

番号 109 から番号 113 は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを、法人については、農地所有適格法人であること、及び農地所有適格法人ではない法人については地域における適切な役割分担のもとに農業を行うことが見込まれ役員のうち 1 人が耕作の事業に常時従事すると認められることを、確認しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第 2 号について、提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号 14 番、千葉孝治委員が番号 16 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 16 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「議長」の声あり）22 番、家子委員。

22 番委員 22 番、家子です。31 番から 96 番の法人は農地所有適格法人ではないのでしょうか。確認をしたいです。

（「議長」の声あり）

議長 佐藤農地係長。

農地係長 ただいまの質問にお答えいたします。一般社団法人は農地所有適格法人にはなりません。所有権を取得することができませんが、貸借については認められています。条件としては、役員の 1 人以上が常時従事すること、加えて、地域における適切な役割分担において農業を行うこととなっております。こちらについては、問題がないことを確認しております。当該法人は、令和 7 年 2 月 10 日設立となっております。今回の中間管理事業につきましては、地域まるっと中間管理方式を導入して借り受けることとなっております。

22 番委員 今後期待しています。応援していきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 16 を除き、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、番号 16 を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議 長 次に、番号 16 に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、14 番委員の退席をお願いします。

(10 時 30 分退席)

議 長 番号 16 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 16 については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号の番号 16 については、計画案に異議なしと決定されました。

14 番委員の退席を解除します。

(10 時 32 分着席)

議 長 議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主 任 議案書 35 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 1 件

です。

番号1は、居宅への進入路を整備するもので、事業実測面積は625.50㎡です。

補足説明資料に記載のとおり、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

9月9日に高橋浩幸委員、高橋修推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行ったところ、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書36ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は7件です。

番号1は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。

番号2は、売買により遺体安置所を整備するものです。

番号3は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号4は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号5は、贈与により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は444.65㎡です。

番号6は、売買により工事用資材置場を整備するものです。

番号7は、売買により自己住宅を整備するものです。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号3を9月10日に鈴木洋一委員、佐藤茂推進委員と、番号4から番号5を9月9日に高橋浩幸委員、高橋修推進委員と、番号6を9月9日に高橋義典委員、高橋吉男推進委員と、番号7を9月10日に千葉孝治委員、櫻田治推進委員といずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1から番号7のいずれも、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉です。番号2の遺体の安置所ですが、何らかの法律には触れていないのでしょうか。

主 任 ただいまの質問にお答えします。他法令については、関係課合議において確認はしているところですが、今回の遺体安置所につきましては、遺体に処置を施すものではなく、火葬までの一時的な安置所というものですので、他法令等の問題はないことを確認しています。

5番委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、証明願のとおり決定されまし

た。

議長 議案第5号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書38ページをご覧ください。

今月の案件は1件です。令和6年10月11日に建売住宅4棟を整備するものとして許可を得ていた案件です。

許可後、転用目的である建売住宅の計画を遂行するため造成工事まで進めましたが、建築資材高騰による住宅建築費の再検討中、転用事業者が脳梗塞を患ったことで事業が中断、後継者もなく、会社を廃業することとなったため、事業を承継することとしたものです。

当該地につきましては、所有権が令和6年10月31日に転用事業者に移転され、造成工事まで完了した令和7年5月1日に建売区画毎に分筆され、地目も宅地等に変更されています。住宅建築のための造成工事まで完了しており、耕作できる状態ではなく、地目も宅地となっていることから、農地として返還することが困難な状況であり、取消処分は妥当と認められないものと考えられます。

承継後の事業計画は、建売住宅4棟及び自己住宅を整備するもので、変更前の転用事業と比べて同程度に利用する計画となっております。また、計画に見合う資金の裏付けもあることから、事業の承継及び事業計画の変更を行うことで転用事業を適切に完了できるものと判断しております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定さ

れました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書39ページをご覧ください。今月の案件は、7件です。

番号1は、昭和41年頃に居宅と庭を、昭和62年に物置及び進入路等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号2は、昭和62年頃までに進入路等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号3は、平成元年に居宅及び進入路等を整備して以来、宅地及び雑種地として利用しています。

番号4は、昭和40年頃に急傾斜地のため杉を植林したことで山林化し、平成15年頃に石油タンクを設置して以来、宅地として利用しています。

番号5は、昭和51年頃までに、物置及び庭等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号6は、平成13年頃に、物置及び庭等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号7は、昭和63年頃に居宅を整備して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を9月10日に鈴木洋一委員、佐藤茂推進委員と、番号2から番号7を9月9日に高橋浩幸委員、高橋修推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第 7 号、農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は 41 ページでございます。

農地利用最適化推進委員の浅沼進氏より辞任願が農業委員会会長宛てに提出されたので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、同意を求めるものです。

今後についてでございます。梁川区域の推進委員が欠員となります。速やかに推進委員の募集を行う予定としております。

概ね 1 ヶ月間の募集期間を経て、候補者選考委員会、総会の承認を得て、早ければ 12 月の委嘱となる見込みです。

なお、補充により委嘱となった推進委員の任期については、残任期間の令和 9 年 7 月 19 日までとなっております。以上となります。ご審議よろしく願います。

議長 ただいま議題となっております議案第 7 号は人事に関わる議案ですので、質疑及び意見、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより採決いたします。採決は挙手により行います。

議案第 7 号、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、辞任に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第 7 号、農地利用最適化推進委員の辞任の同意と決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長 皆さん、ご起立願います。
議 長 ご苦勞様でした。

(閉会 10 時 47 分)